

指定法人への指導監査結果について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

指定法人への指導監査結果について

- 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会を指定している。
- 厚生労働省では、指定法人に委託している戦没者遺骨収集等事業について、毎年1回指定法人の事務所へ立ち入り、法令等に基づき適正に実施されているかについて指導監査を実施している。

1 令和4年度指導監査内容（概要）

(1) 有識者会議における構成員からの助言・意見に対する対応状況

令和3年度第2回有識者会議（令和4年1月13日開催）において、令和3年度指導監査（令和3年9月9日、10日実施）の結果を報告した際に構成員から助言・意見をいただいております。当該助言・意見を踏まえた指定法人の対応状況。

(2) 令和3年度指導監査における指摘事項への対応状況

令和3年度指導監査（令和3年9月9日、10日実施）において厚生労働省が指定法人に対して指摘を行っており、当該指摘を踏まえた指定法人の対応状況。

(3) 一般的な指定法人に対する監査（「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律第13条第1項に基づく立入検査」）

指定法人の業務運営や会計処理等において、法令、定款及び会計規程等に基づき適正に実施されているかを確認。

2 令和4年度指導監査結果を踏まえた課題と対処方針

令和4年度指導監査（令和4年9月7日、8日実施）において把握した課題と対処方針は、次ページ以下のとおり。

1 令和4年度指導監査結果（概要）

指導監査日時

令和4年9月7日（水）～8日（木）

（1）有識者会議における構成員からの助言・意見に対する対応状況

指定法人における令和2年度の事業実施状況に対して、令和3年9月9日、10日に指導監査を実施し、令和3年度第2回有識者会議（令和4年1月13日開催）において、その監査結果を報告した。その際に構成員から助言・意見をいただいております。当該助言・意見を踏まえた指定法人の対応状況は以下のとおりとなっている。

○ 一定の金額を超えるような随意契約について、適切な理由及び金額の妥当性について内部で検討すること。[竹内構成員]

参考(令和3年度指導監査における「口頭指摘」②契約における規程等の整備)(後掲。4頁)

指定法人の会計規程において、正当な理由がある場合を除き、原則一般競争入札に付すことになっているところ、一部の高額な契約について、「同じ会社に統一するため」との理由で随意契約が締結されていたり、契約書を取り交わしていない事例があるなど、不適切な契約手続きが認められたため、随意契約とする場合や契約書を作成する場合の基準等をより具体的に定めた規程等を整備するよう指導。

➔ **改善** 令和4年3月16日に会計規程細則に「契約」に係る条文を追加し改正を行った。具体的には①一般競争入札又は指名競争入札による場合、②随意契約によることができる場合、③契約書の作成を省略することができる場合などにおいて、国の基準と同様に、より具体的に金額の基準などを定めた。なお、今回の指導監査において、会計規程細則改正後の随意契約案件について確認したところ、会計規程細則に定めた一定の金額を超える随意契約は認められなかった。

○ 理事会の運営について、定款だけでは各種法律事項が全て網羅されていないことから、理事会運営規程を作成するなど、検討すること。[熊谷構成員]

参考(令和3年度指導監査における「文書指摘」理事会における議事録の不備)(後掲。4頁)

理事会において書面決議(理事会の決議の省略)が行われた場合の議事録の作成については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第4項第1号において記載事項が定められているが、そのうち、①理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事の氏名、②議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名について、記載がされていなかったため、これらを記載するよう指導。

➔ **改善** 社員総会及び理事会の運営にあたり、定款及び法律等に沿って、開催通知の発出から議案審議・議決及び議事録の作成等までが適正になされていることを内部監査的な見地から確認するチェックシートを作成し、令和4年12月9日開催の臨時理事会より運用している。

○ **業務の運営・執行について、各種規程やルール等を設けても、それを遵守しようとする組織文化がないと適切な運営・執行への改善は期待できないため、具体的な改善策を検討すること。[黒沢構成員]**

➔ **対応中** 令和4年1月に専務理事及び部長が全職員と面談を行い、労働環境や業務運営等について意見交換を行った。今後の新たな組織的な取組みの一環として、職員の業務に対するモチベーションの向上などを期待し、令和5年度から人事評価制度を導入することとした。なお、人事評価における勤務成績を期末手当に反映し支給する予定。

具体的な取組方法などは、現在検討中。

(2) 令和3年度指導監査における指摘事項への対応状況

指定法人における令和2年度の事業実施状況に対して、令和3年9月9日、10日に指導監査を実施し、指摘を行った。厚生労働省からの指摘事項に対する指定法人の対応状況は以下のとおりとなっている。

令和3年度指導監査における「文書指摘」

理事会における議事録の不備

理事会において書面決議（理事会の決議の省略）が行われた場合の議事録の作成については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第4項第1号において記載事項が定められているが、そのうち、①理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事の氏名、②議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名について、記載がされていなかったため、これらを記載するよう指導。[令和3年11月4日付文書で通知]

- **改善** 令和3年11月25日付文書にて、不足していた記載事項を記載した議事録を作成したとの改善報告がなされた。
また、今年度の指導監査において、令和3年度に開催された理事会の議事録を確認したところ、不備は認められなかった。

令和3年度指導監査における「口頭指摘」

①適切な物品の管理

物品供用簿が整備されているものの、一部の物品において複数年にわたって貸与されていたり、紛失や破損した際の詳細な記録がなかったため、貸与した物品は所在や状態を定期的に物品管理者が確認し返却させるなど適切に管理するよう指導。

また、物品の紛失や破損した際は理由書の作成や物品管理者に確認の上、修理や廃棄を適切に行うよう指導。

- **改善** 令和3年9月16日、貸与した物品は半期（9月末及び3月末）に一度物品管理者に返却させ状態確認を行うこと、紛失等があれば理由書を作成することを職員に対して周知した。また、物品管理者とは別に検査員1名を指名し、二重チェックを行う体制を整備した。令和3年度は10月と令和4年3月に物品の返却・状態確認を実施。令和4年度は8月に実施し、令和5年3月末にも実施する予定。

②契約における規程等の整備

指定法人の会計規程において、正当な理由がある場合を除き、原則一般競争入札に付すことになっているところ、一部の高額な契約について、「同じ会社に統一するため」との理由で随意契約が締結されていたり、契約書を取り交わしていない事例があるなど、不適切な契約手続きが認められたため、随意契約とする場合や契約書を作成する場合の基準等をより具体的に定めた規程等を整備するよう指導。

- **改善** 令和4年3月16日に会計規程細則に「契約」に係る条文を追加し改正を行った。具体的には①一般競争入札又は指名競争入札による場合、②随意契約によることができる場合、③契約書の作成を省略することができる場合などにおいて、より具体的に金額の基準などを定めた。なお、今回の指導監査において、会計規程細則改正後の随意契約案件について、月次試算表（毎月の支出状況表）を確認したところ、一定の金額を超える随意契約は認められなかった。

③代表理事の職務執行状況の報告（令和2年度指導監査における指摘事項（文書指摘）の継続）

代表理事の職務執行状況報告については、対面（Web形式を含む。）で開催された理事会で報告しなければならないところ、令和2年度においては、対面（Web形式を含む。）ではなく書面評決による理事会でのみ報告が行われた。このため、年度毎に最低でも4ヶ月を超える間隔で2回の報告を対面（Web形式を含む。）で開催するよう指導。

※令和3年6月の理事会においては対面形式で1回目の報告がなされていること。また、令和3年度の指導監査において、2回目の報告についても法令に則した対面又はWeb形式で行う予定であることを確認し、一定の改善が図られていることから、口頭指摘とした。

➡ **改善** 令和3年度は6月、11月及び3月において、令和4年度は6月及び12月に、いずれも対面形式で理事会が開催され、代表理事の職務執行状況の報告がなされた。

令和3年度指導監査における「助言」

手許現金の使用用途の限定

会計規程において手許現金の上限（30万円）が定められているにもかかわらず、一時的に上限を上回って金庫に保管していたため、規程で定められた上限額を厳守するとともに、真に現金での支払いが必要な場合を除き、原則は口座払いとするよう助言を行った。

➡ **改善** 手許現金は主に謝金支払のために金庫に保管していたが、令和3年10月から現金支給を廃止し振込で行うこととした。その結果、上限30万円を上回って金庫に保管することはなくなった。

(3) 令和4年度指導監査における指摘事項

指定法人における令和3年度（※一部令和4年度を含む）の事業実施状況に対して、令和4年9月7日、8日に指導監査を実施し、指摘事項等は以下のとおりとなっている。

口頭指摘

海外派遣における仮払金の精算

会計規程では、遺骨収集等海外での派遣団の所要経費については、概算額を算定し仮払金として派遣団の会計責任者へ支出し、帰国後1週間を目途に精算することになっている。

令和3年度の一部の海外派遣（令和4年1月マリアナ諸島現地調査）において、会計責任者の仮払金の精算が帰国後1ヶ月間要していたため、会計規程に準じて適切に処理するよう指導。

なお、国の海外派遣では帰国後2週間以内に精算することになっているため、実態を踏まえて、規程の改正を含め検討するよう助言を行った。

➔ **対応中** 令和5年度に会計規程の改正を実施する予定

助言

月次契約状況報告書の適切な作成

会計規程において、毎月整備するよう定められている月次契約状況報告書の記載内容を確認したところ、令和4年2月以降の月次契約報告書について、海外派遣における旅行業者選定の契約案件のみが記載されていた。

会計規程細則に定める適切な契約や支出がなされているかの確認を行う必要があるため、契約金額が少額（予定価格が80万円以下）を超える契約及び支出については、月次契約状況報告書に記載するよう助言を行った。

➔ **改善** 令和4年2月以降の月次契約報告書について、予定価格が80万円以上の契約案件についても記載を追加した。

2 令和4年度指導監査結果を踏まえた課題と対処方針

指定法人における令和3年度の事業実施状況に対して、令和4年9月7日、8日に指導監査を実施した。その際に把握した課題・対処方針は以下のとおりであり、適切に対応していく。

(1) 令和4年度指導監査において把握した課題

令和3年度指導監査実施時の指摘事項については改善が図られている。

なお、令和3年度第2回有識者会議（令和4年1月13日開催）において、指導監査の監査結果を報告した際に構成員から助言・意見をいただいているところ、一部対応中である業務運営等にあたり組織文化を改善する取組みについては、令和5年度から人事評価制度を導入をすることになっているが、具体的な取組方法などは現在検討中となっている。

(2) 対処方針

令和4年度の指導監査において、法令違反による文書指摘を行うような事例はなかったものの、業務運営上、違反の程度が軽微である口頭指摘や助言があったため、適切な対応が行われているかどうか、適宜改善状況の報告を求め、適正な業務運営が行われるよう継続的な指導を行うとともに、引き続き指導監査を行っていく。

また、令和3年度第2回有識者会議における構成員からの助言・意見に対しての指定法人の取組状況については、継続して改善が図られていること、現在対応中となっているものについては、進捗状況の確認を行い、見直しが必要な場合には、随時、指導・助言を行うこととする。

(参考資料) 指定法人の概要

1 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)概要

平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。

平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)。

【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(平成36年度までの集中実施期間)を策定
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

平成28年4月1日

2 戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人の指定

【法人の指定】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が指定。

【指定日】 平成28年8月19日（同年10月事業委託、同年11月活動開始）

【指定法人名】 「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」

【指定法人の業務内容】

- ・ 戦没者の遺骨の情報収集
- ・ 未収容、未送還の遺骨の収容及び送還等

【指定の経緯】

- ・ 公募申請は1法人のみ
- ・ 厚生労働省の評価委員会にて申請内容について評価し、その結果を踏まえ、厚生労働大臣が指定。

【根拠法令】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）（抄）

第10条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

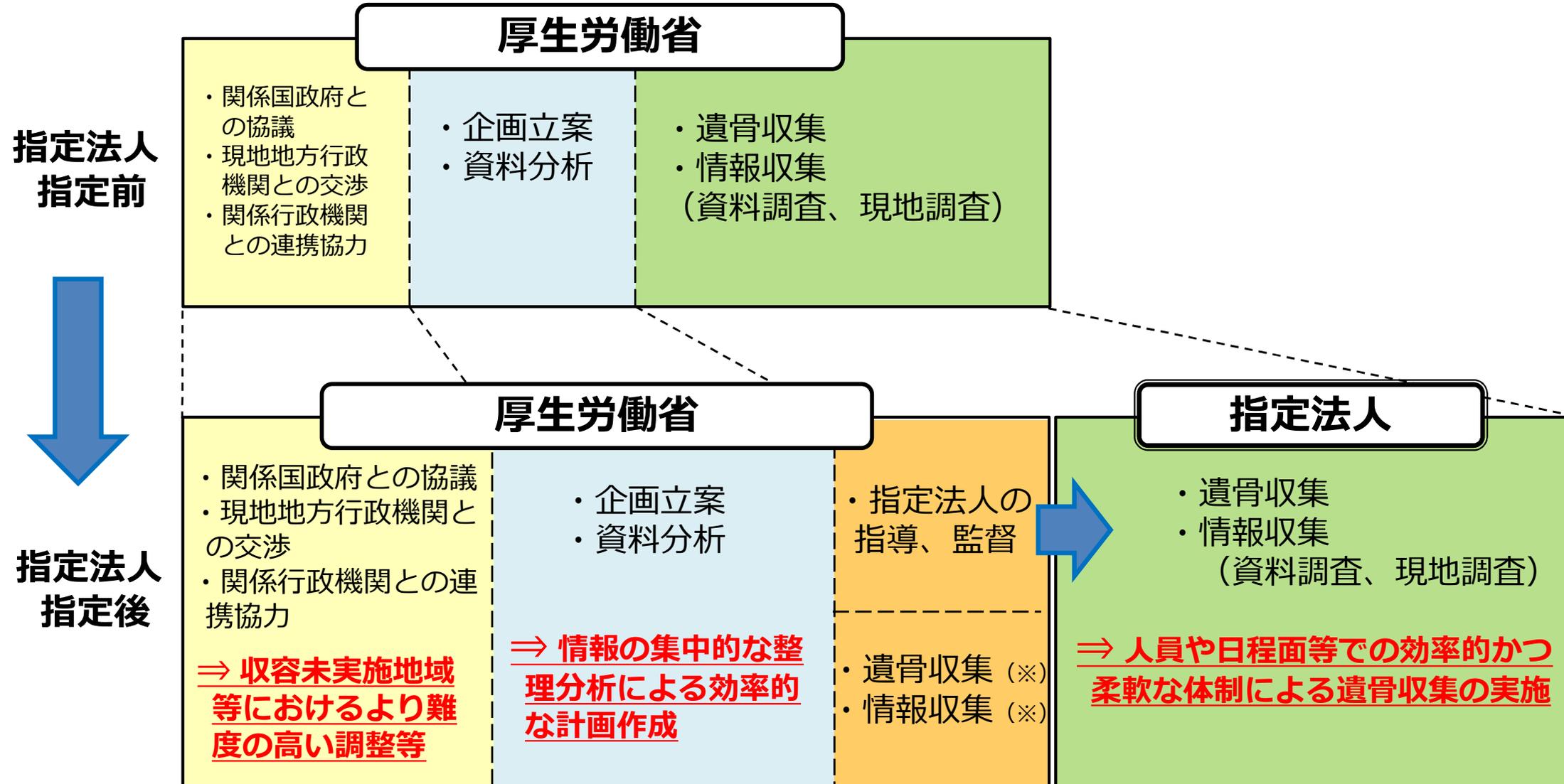
2～4 略

第11条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。
- 二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 厚生労働省と指定法人の役割分担

- 情報収集及び遺骨収集を一括して指定法人へ業務委託し、より効率的かつ柔軟な体制で事業を実施
- 厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務を行い、遺骨収集を推進



※国が現地政府等との協議等を主体的に実施する必要がある地域 例：フィリピン

4 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ①

1. 目的

国が行う戦没者の遺骨収集及び関連する事業に対し、必要な協力を行うことによりこれらの事業の促進を図り、またこれらの事業を通して遺骨収集に関する諸外国の理解の促進及び国際親善の増進に寄与すること。

2. 設立

平成28年7月1日

3. 所在地

東京都港区西新橋1丁目5番11号 「11東洋海事ビル」 5階 (ホームページアドレス: <http://jarrwc.jp/>)

4. 事業

- (1) 国が行う戦没者の遺骨収集事業において、国から受託した事業
- (2) 戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集事業
- (3) 戦没者の慰霊事業に協力する関係各団体間の連絡調整業務
- (4) 戦没者の慰霊事業に関連した国際交流の促進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

5. 社員 (13団体)

一般財団法人 日本遺族会

一般財団法人 全国強制抑留者協会

全国ソロモン会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

公益社団法人 隊友会

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

東部ニューギニア戦友・遺族会

水戸二連隊ペリリニュー島慰霊会

硫黄島協会

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ②

6. 役員

役職	人数	職務権限等
会長	1名	一般法人法上の代表理事。この法人を代表し、法人の業務執行を行う。
副会長	1名	一般法人法上の代表理事。会長の補佐を行う。
専務理事	1名	一般法人法上の代表理事。会長、副会長の補佐を行い、主に以下の業務を行う。 ① 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書の作成 ② 財産の管理及び会計処理 ③ 事務局職員（臨時職員）の任免 ④ 理事会から委託された事項の処理 ⑤ 理事会の承認が必要な規則、規程等の原案作成等
理事	8名	理事会を構成し、法人の職務を執行する。
監事	2名	主に以下の職務を業務を行う。 ① 理事の職務、法人の業務及び財産状況の監査 ② 社員総会及び理事会で意見を述べること ③ 理事の不正行為等の報告等

【役員一覧】

会長（代表理事）	水落 敏栄	一般財団法人 日本遺族会会長
副会長（代表理事）	眞野 章	一般社団法人 全国国民健康保険組合協会会長
専務理事（代表理事）	竹之下 和雄	常勤役員
理事	伊藤 隆	公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会常務理事兼事務局長
理事	森本 浩吉	東部ニューギニア戦友・遺族会事務局長
理事	崎津 寛光	全国ソロモン会事務局長
理事	市原 直	水戸二連隊ペリリュー島慰霊会理事
理事	岩淵 宣輝	特定非営利活動法人 太平洋戦史館会長理事
理事	寺本 鐵朗	硫黄島協会会長
理事	赤木 衛	特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団理事（代表）
理事	藤井 貞文	公益社団法人 隊友会事務局長
監事	反町 佳夫	特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団
監事	盛川 英治	一般財団法人 日本遺族会事務局長